

2018年9月11日

関係各位

マネックス証券株式会社

マネックスポイントからの 「平成30年北海道胆振東部地震」への義援金受付開始

「平成30年北海道胆振東部地震」により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

マネックス証券株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：松本大、以下「マネックス証券」）は、このたび「平成30年北海道胆振東部地震」で被害を受けられた皆さまに役立てていただくため、下記内容にて義援金受付を開始しました。

お客様より義援金として交換申請いただきましたマネックスポイントに相当する金額を「マネックス証券口座保有者有志一同」名義で、マネックス証券が日本赤十字社へ責任をもって送金し寄付いたします。また、マネックス証券では、災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様への支援として、下記の通り、便宜を図らせていただいております。一刻も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

■義援金の寄付

日本赤十字社の義援金窓口

※本寄付については、日本赤十字社を通じて全額が北海道に設置された義援金配分委員会へ届けられます。

■マネックスポイントによるお客様からの「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」への寄付

手順

マネックス証券ウェブサイトログイン後、「保有残高・口座管理」→「マネックスポイント」→「ポイントを使う」画面内、「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」より、寄付するポイント数の指示を行っていただきます。

- ・寄付単位：1 マネックスポイント（1円）と 10,000 マネックスポイント（10,000円）をお選びいただけます。
（例）500ポイント（500円相当）を寄付されたい場合
「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金（1円から）」をお選びいただき、注文数量に500と入力してください。

500,000 ポイント（500,000 円相当）を寄付されたい場合
「平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金（10,000 円から）」をお選びいただき、注文数量に 50 と入力してください。

※注文数量は寄付のポイント単位に十分ご注意のうえ、ご入力ください。

・交換期限：2018 年 10 月 31 日（水）まで

マネックス証券ウェブサイト（<https://www.monex.co.jp/>）よりお申込み下さい。

■義援金のご報告について

日本赤十字社「平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金」への送金後（11 月初旬頃）、お客様からポイント交換申請いただきました義援金総額を当社ウェブサイト上でご報告いたします。

■寄付にあたってのご注意

- ・マネックス証券では、マネックスポイント以外での義援金は受付けておりませんのであらかじめご了承ください。
- ・義援金は、「マネックス証券口座保有者一同」名義で一括して寄付するため、領収書の発行および寄付金控除の対象にはなりません。

■災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様への支援

災害救助法適用地域にお住まいのお客様に対し、以下のような可能な限りの便宜を図らせていただいております。

- ・お預かり有価証券のご売却
- ・その他のご要望・お申出に対する十分な配慮
- ・届出印喪失の場合における可能な限りの便宜措置（法人のお客様）

災害救助法適用地域一覧は内閣府発表の以下のページでご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180906_01kisya.pdf

【マネックス証券株式会社について】

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会